

八尾市道路占用料条例「別表 第3条関係」新旧対照表

占 用 物 件		単 位	現行占用料 (円)	令和6年4月1日施行 改定占用料 (円)	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱	電柱(変圧器を含む。)	3,900	4,200	
		支柱	4,000	4,300	
		支線柱	1,800	2,000	
		支線	770	830	
	電話柱	電話柱	1本につき1年	2,200	2,500
		支柱		3,200	3,400
		支線柱		1,700	1,800
		支線		770	830
	その他の柱類			220	250
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	23	25
	地下電線その他地下に設ける線類			14	15
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	2,200	2,500
	地下に設ける変圧器			1,400	1,500
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		4,500		4,900	
郵便差出箱及び信書便差出箱		1,900		2,100	
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	4,500	4,900	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		95	110	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		140	150	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		210	220	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		270	300	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		410	440	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		530	590	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		950	1,100	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,400	1,500	
	外径が1メートル以上のもの		2,700	3,000	
	マンホール・管路その他これらに類するもの		1,400	1,500	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊、雪よけその他これらに類するもの		4,500	4,900	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街、地下室及び地下通路		1,300	1,300	
	上空に設ける通路		4,100	4,300	
	その他のもの		4,500	4,900	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		82	86	
	その他のもの		820	860	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	820	860
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	8,200	8,600
	標識		1本につき1年	3,600	3,900
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	82	86
		その他のもの	1本につき1月	820	860
	幕(令第7条第4号に掲げる工事中施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	82	86
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	820	860
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	8,200	8,600	
	その他のもの		4,100	4,300	
令第7条第4号に掲げるもの	工事中板囲、足場、詰所その他の工事中施設		820	860	
令第7条第5号に掲げるもの	土石、竹木、瓦その他の工事中材料				
令第7条第12号に掲げるもの	自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具		8,200	8,600	